

児童手当を受けるには現況届が必要です



現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください（対象者には、6月以降に現況届提出依頼の通知を郵送します）。

●手続きに必要なもの

- ①印かん
- ②受給者の健康保険証
- ③平成25年1月1日に南島原市に住所を有していなかった人は、住所を有していた市町村発行の児童手当所得証明書
- ④児童が南島原市外に別居している人は、児童を含む世帯全員の住民票の写し

行政に関することは行政相談委員にご相談ください

国や独立行政法人、特殊法人などの業務（年金、医療保険、労働災害、登記、道路、その他行政業務）について、ご意見・ご要望はありませんか？

●例えば…

- ・苦情や困っていることを、どこに相談したら良いかわからない
- ・制度や仕組みがわからない など

市では、行政相談委員による行政相談所を開設して、国の行政機関などの業務に関する相談業務を実施しています。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

■行政相談委員による定例相談の開設日時・場所

【敬称略】

地区名	委員名	日 ち	時 間	会 場
深江町	本多省志	第3水曜日	午後1時～午後4時	深江ふれあいの家
布津町		第1水曜日		布津公民館
有家町	木村優仁	第2・4木曜日	午後5時30分～午後7時	ありえコレジヨホール
西有家町	林田利昭	第1・3水曜日	午前10時～正午	西有家老人福祉センター
北有馬町	七條和久	第3水曜日	午前10時～正午	北有馬ピロティ文化センター日野江
南有馬町		第1水曜日		原城オアシスセンター
口之津町	神島忠和	第3木曜日	午前10時～正午	口之津老人福祉センター
加津佐町	林田博	第3水曜日	午後1時～午後3時	加津佐公民館

※開設日が変更になる場合がありますので、詳しくは相談される月の広報紙をご覧ください。

新しく行政相談委員が
委嘱されました
～よろしくお祈りします～



林田利昭さん
(西有家町)

後期高齢者医療制度のお知らせ

●被保険者証(保険証)の更新

「8月から被保険者証(保険証)が新しくなります」



現在使用している保険証の有効期限は、7月31日までとなります。新しい保険証を7月中に交付（郵送など）しますので、記載内容をご確認し、大切にお使いください。なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、保険年金課（または各支所）までお返しください。

※保険料の納付が滞っている人には、有効期間が短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。

●限度額適用・標準負担減額認定証について

「限度額適用・標準負担減額認定証」を医療機関などの窓口に掲示していただくことで、受診時の窓口での支払い（保険適用分）が自己負担限度額までになります。

また、食事代が減額されます。

■認定の対象となる人

住民税非課税世帯に属している人（同一世帯の全員が住民税非課税の場合）

■既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、7月31日までとなります。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に交付（郵送など）します。

※「区分Ⅱ」の認定証をお持ちの人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院（申請日から過去1年以内）がある場合は、さらに食事代が減額されます。（再度、申請が必要であり、適用は申請日からとなります。）

■認定証の交付を受けるには

保険年金課（または各支所）で申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証、印かん

●平成25年度における保険料の軽減措置について

所得が少ない人の保険料については、世帯の所得に応じて次に掲げる割合のとおり保険料の軽減措置が継続されます。

■均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額	軽減割合
33万円以下の場合	8.5割
※うち、被保険者全員が年収80万円以下（その他各種所得なし）の世帯	9割
33万円+（24万5千円×世帯主を除く被保険者数）以下の場合	5割
33万円+（35万×被保険者数）以下の場合	2割

■所得割額の軽減

賦課のもととなる所得額（前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額）	軽減割合
58万円以下の場合（年金収入で211万円まで）	5割

■被扶養者であった人の軽減

この制度加入直前に健康保険など（国民健康保険は除く）の被扶養者の人は、保険料の所得割額の負担はなく均等割額が9割軽減され、年間の保険料が4,400円になります。※これらの軽減措置は、あらためて手続きする必要はありません。

※保険料の納付が困難なときは、分割納付などのご相談に応じていますので、お早めにご相談ください。また、失業や災害などの特別な事情がある場合には減免などの制度があります。



お問い合わせ

保険年金課 ☎050(3381)5039
または 長崎県後期高齢者医療広域連合
☎095(816)3930